

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年7月12日（火） 10:02～10:12

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣  
金 子 恭 之 国務大臣（総務大臣）  
古 川 禎 久 国務大臣（法務大臣）  
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）  
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
末 松 信 介 国務大臣（文部科学大臣）  
後 藤 茂 之 国務大臣（厚生労働大臣）  
萩生田 光 一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）  
山 口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）  
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）  
西 銘 恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）  
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
野 田 聖 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
山 際 大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
小 林 鷹 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
欠 席 者：金 子 原二郎 国務大臣（農林水産大臣）  
牧 島 かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
若 宮 健 嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官  
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官  
栗 生 俊 一 内閣官房副長官  
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	3件
○公布（条約）	1件
○政令	2件
○人事	2件
○配布	3件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「強制労働の廃止に関する条約」の締結及び公布について、御決定をお願いいたします。本件は、先の通常国会で承認を得たものであります。

次に、「令和4年度特定港湾施設整備事業基本計画の承認」について、御決定をお願いいたします。本件は、港湾整備促進法に基づき、国土交通大臣が定めた基本計画を内閣が承認するものであり、計72の港について、ふ頭用地等の整備を行うものであります。

次に、「コンゴ共和国」及び「ウルグアイ国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、15日、信任状捧呈の予定であります。

次に、政令2件について、御決定をお願いいたします。まず、「銀行法施行令等の一部改正令」は、銀行が営業所を設置する際に届出をした日を休日にする等の改正を行うものであります。

次に、「下水道法施行令の一部改正令」は、事業計画の軽微な変更について国土交通大臣等への協議を不要とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、金子総務大臣が、シンガポール国政府要人との会談等のため、本日から17日まで、鈴木財務大臣が、G20財務大臣・中央銀行総裁会議出席等のため、明日から17日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、荒谷登外282名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、外務大臣。

○林国務大臣：アフガニスタン東部における地震被害に対し、保健・医療や仮設住宅の提供などの緊急人道支援として、300万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：金子恭之大臣及び鈴木大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、二之湯大臣を総務大臣の臨時代理に、野田大臣を財務大臣の臨時代理及び金融担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることといたします。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、野田大臣。

○野田国務大臣：地方分権改革の提案募集については、今年も291件の提案を地方から頂きました。現在、関係府省に対し、これらの提案に関する検討要請を行っているところです。政府としては、地方分権を推進する立場から、地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢を基本に取り組み、今後、地方分権改革有識者会議における議論、関係府省との調整を進め、政府としての対応方針を年末までに決定し、法令改正等所要の措置を講ずることとしたいと考えております。特に、「計画策定等」に関しては、先般閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針202

2」において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は、各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたことも踏まえ、既存の計画等の見直しを進めてまいりたいと考えております。関係閣僚におかれては、地方からの提案を自ら御確認いただき、提案の最大限の実現へ向け、強力なリーダーシップを発揮していただきますようお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、国土交通大臣。

○斉藤国務大臣：公益社団法人日本水難救済会は、海で遭難された方々を救助する全国約5万人の救難ボランティアの崇高な活動を支援するため、昭和25年から、「青い羽根募金」運動を開始しました。特に、夏季のマリンレジャーが盛んとなる毎年7月1日から8月31日までの2か月間は、国民の皆様にも本運動への御理解を深めていただくため、「青い羽根募金強調運動期間」と定めております。本年4月23日に北海道知床半島沖で発生した遊覧船海難事故においても、地元の救難ボランティアの方々には、長期間にわたって捜索活動に御尽力いただいております。「青い羽根募金」は、このような方々の支援にも使用されております。例年各大臣には、本運動の趣旨を御理解のうえ、7月中の1週間程度、青い羽根を御着用いただいております。本年も、本日から7月18日までの間、御着用いただき、本運動の推進に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

